

昭和十五年八月三日

各省次官宛

内閣書記官長

別紙本月二十日新體制準備會ニ於テ近衛内閣總理大臣
聲明及送附候

閣第 二七六號

案 起

昭和十五年八月三日

裁可昭和

年 年

月 月

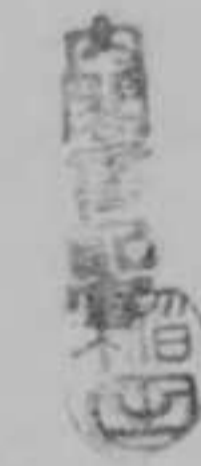
日 日

施行 昭和

年 年

月 月

日 日

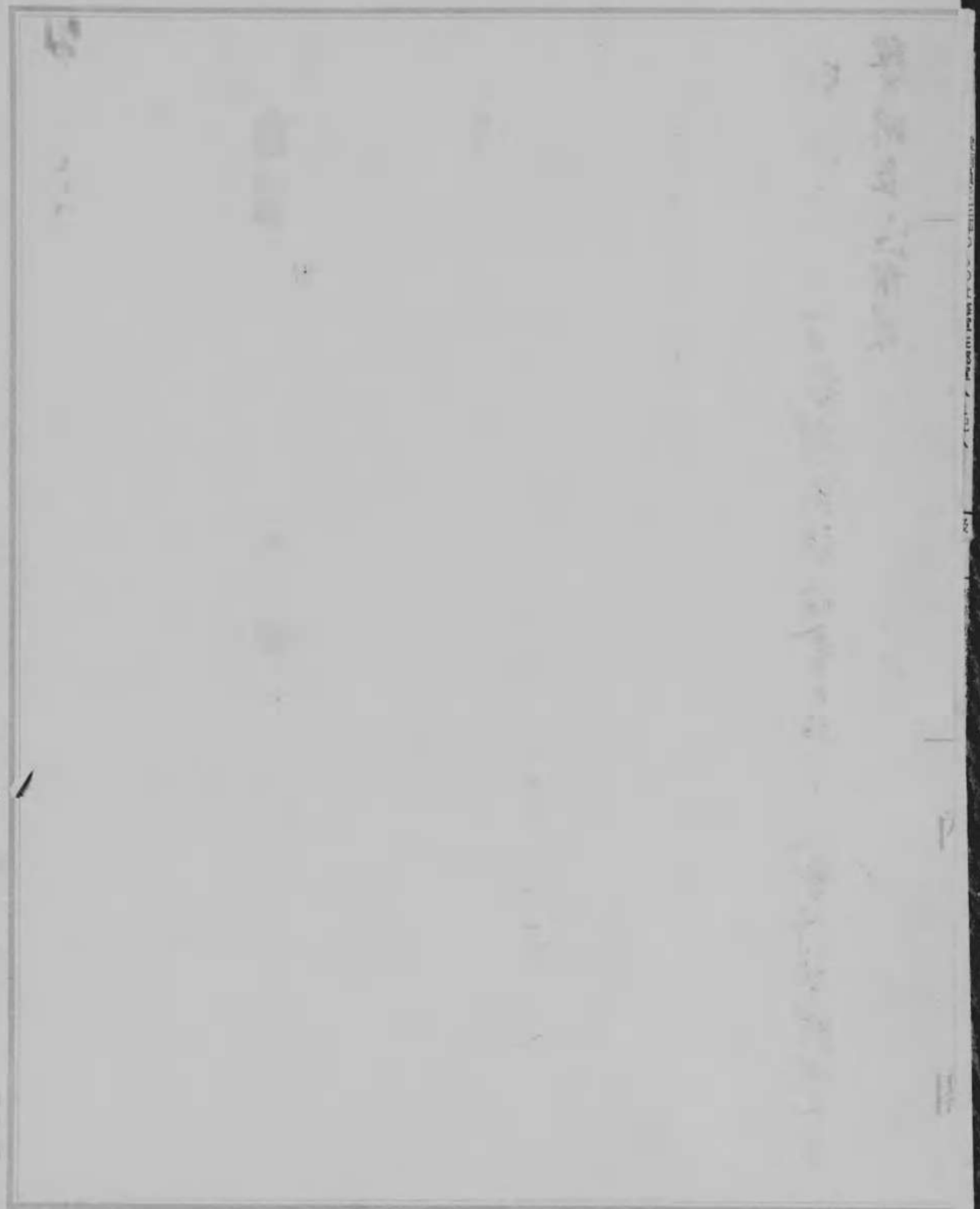


昭和十五年八月三日閣新制

閣議ニ於テ八月三日
近衛内閣總理大臣
聲明及送附候
各省次官宛
昭和十五年八月三日
内閣書記官長

今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも独自の立場に於て迅速果敢且有効適切に之に對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。

この要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙に超えたる國家的要請で



あり、又何等か特定の政策の爲にのみ必要とされる一時的なる要請でも無く必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得る爲の恒常的な要請である。今我が國が、かくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。かゝる新體制に含まるゝものとしては、先づ、統帥と國務との調和、政府部内の統合及能率の強化、議會翼贊體制の確立等が擧げられねばならぬ。之等の事項については、政府の立場に於ても銳意その實現を期しつゝある。併しながら更に重要なは之等の基底を爲す萬民翼贊の所謂國民組織の確立であつて、こゝに準備會を招請し協議協力を求めんとするものも、正にこの問題についてある。

この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼贊の臣道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て翼贊の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が、三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て、政治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及文化の各領域に亘つて樹立されねばならぬ。即ち經濟に於ても文化に於ても、あらゆる部門がそれぞれ縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的な組織が作られねば

ならぬ。今日經濟文化兩方面に於て、政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず、又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締るものと取締られるものとが對立的關係に置かるゝ如き傾向あるは、正しく萬民發奮の實を擧ぐべき組織なき處より生まるゝ缺陷である。かく考ふる時、いふ所の國民組織の眼目が奈邊にあるかは自ら明白である。即ちそれは國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせるものなのである。かゝる組織の下に於て始めて、下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上の如き國民組織が完成される爲には一つの國民運動が必要である。元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企畫指導し、又は之を行政機構化することは國民の自發的總力の發揮を妨ぐるの處があるのである。併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且又下からの運動は動もすれば分派的抗爭に陥り眞實の國民運動となり得ぬ處がある。茲に於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。

かく觀じ來れば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全體的なる國民發奮運動に外ならぬのである。而してそれは單に狹き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想と政治意識の高揚を目的とするものである。之が爲には廣く朝野有名無名の人材を登用して

運動の中核體を組織し、そこに強力なる政治力と實踐力を結集せしむることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものではあるが、それは斷じて所謂政黨運動では無い。政黨は抑々個別的分化的なる部分の利益、立場を代表することをその本質の中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふことのみを以て之を非難するは必ずしも當らぬ。殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於ては、かかる政黨の存立もその意味があつたのであつて、我が國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは之を認めねばならぬ。併しながら同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、我が議會協賛の本然の姿から逸脱する憾

みの少くなかつたことも亦之を否定すべくもない。

國民組織の運動はかかる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的、公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。國民組織運動はその故に、假りに民間運動として始められた場合に於ても、既に本質上は、從來の概念に於ける政黨運動ではない。むしろ政黨も政派も、經濟團體も文化團體も、凡てを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである。況や此の運動が政府の立場に於て爲さるゝ場合には、それは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない。苟も廟堂に立つて

輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものであつて、自ら部分的對立的抗爭性をその本質の中に含む政黨運動に従事することは許されぬものと考ふるのである。

國民組織、特に政府に依つて爲さるゝ國民組織の運動が、政黨運動の形を取るべきものでないこと上述の如くであるが、さればと言つて所謂一國一黨の形をとることも亦到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ、「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる權力の把持者となすことを意味するからである。かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むることは、一君

萬民の我が國體の本義を紊るものと謂ふべきである。我が國に於ては萬民齊しく翼贊の責に任ずるのであつて、一人若くは一黨が權力によつて翼贊を獨占することは絶対に許されぬ。萬一翼贊の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ聖斷に仰ぐべきであり、一度び聖斷の下されたるときは凡ての臣僚が「承諾必謹」の大義に歸一することが日本政治の眞の姿でなければならぬ。

要之新なる國民組織は、國民があらゆる部門に於て大政翼贊の誠を致さんとする國家的且恒常的なる組織である。素より之が完成は至難の事に屬するとはいへ、而も政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる。本年二月十一日には長くも大詔を渙發せられ非常の世局に際し我々臣民の處すべき道を明かにし給ふたのであるが、政

府は茲に 聖旨を奉戴し、挺身してかゝる國民翼贊運動の先頭に立ち、
現下我が國の直面する大試鍊を突破して、以て皇運扶翼の重責を完う
せんとするものである。

新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ、かくの如
き國民組織の一般的構成、國民運動の中核體の組織、それと現存諸團
體との調整、國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんとするもの
である。